

行政情報告知端末（IP電話）の廃止のお知らせ

これまで、各ご家庭・事業所に無償貸与しておりました「行政情報告知端末（IP電話）」は、「広報しもかわ」等によりご案内させていただいておりましたとおり、利用開始から十数年が経過し、設備機器の保守限界を超えたこと、また更新も高額となることから、令和6年度末をもちまして、運用を終了させていただきます。

現在ご利用の皆さまには、ご不便をおかけいたしますが、ご協力いただいた「情報収集実態アンケート」の結果等をもとに、今後、町からの情報発信手段につきましては、デジタル情報発信ツール（スマホ役場等）の活用とともに、誰もが情報を得られるよう、紙媒体の「広報しもかわ」や「公区回覧」の配付、地デジテレビからデジタル情報を得られる「UHB『地デジ広報』の配信、「ホームページ」への掲載等、従来の情報発信方法も併用しながら、きめ細やかな情報発信を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、地上デジタル放送の難視聴地域にお住まいの方への「テレビ放送受信設備」につきましては、引き続き管理・運用を行ってまいります。

また、令和6年10月から、下川町公式LINEよりオンラインでの行政手続きが可能となる「スマホ役場」を始めており、町からの情報を受け取ることができるだけでなく、「公共施設の予約」や「ごみのQ&A」等の様々な便利な機能が利用できますので、ぜひ、友だち追加をお願いいたします。

○行政情報告知端末（IP電話）の利用できる期間について

- ・令和7年3月31日（月）午後5時まで ご利用できます。

○行政情報告知端末（IP電話）の返却方法について

- ・運用終了後（令和7年4月1日以降）の、返却方法につきましては、改めてご案内いたします。
- ・町に「返却いただくもの」（町からの無償貸与物品）については、裏面に掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。



お問い合わせ先

下川町役場総務企画課 情報係 電話 01655-4-2511（内線 222・224）

1 「行政情報告知端末機」



2 「行政情報告知端末機用・光変換機（GE-ONU）」



（下川町公式LINE）



（下川町公式HP）

